

4 PET ボトル

資源有効利用促進法の指定表示製品であるPET ボトルは飲料用、特定調味料用および酒類用として利用されています。このうち「特定調味料用」はPET 区分の見直しにより、平成 20 年 4 月から従来の「しょうゆ用」より拡大されました。

指定表示製品のPET ボトルは平成 9 年の容器包装リサイクル法施行から、清涼飲料用PET ボトルの販売増加、それに伴い市町村系と事業系の回収量が増加しました。また、主に中国(香港を含む)を輸出先とする海外再資源化が顕著になりました。輸出量は、H18 から貿易コードが新設され、把握ができるようになりました。

平成 24 年度はPET ボトル販売量 583 千トンに対して回収量は、PET ボトルリサイクル推進協議会

(以下推進協)の調査による、国内再資源化向け回収量 318 千トン、海外再資源化向け回収量 308 千トンの合計 625 千トンとしました。さらに資源循環指標に基づいて、調査した、市町村系及び事業系の再資源化率を元にリサイクル(再資源化)量を 495 千トン、リサイクル(回収・再資源化)率 85%と推計しました。(図-IV-8、9)

尚、ここでの回収量には、回収時に取りはずされなかったキャップ・ラベルが含まれています。

推進協が調査を行った国内において再商品化された再生樹脂は、繊維 41%、シート 41%、ボトル 13%、成形品・その他 5%にそれぞれ再利用されています。(図-IV-10)

図-IV-8 国内再資源化と海外再資源化

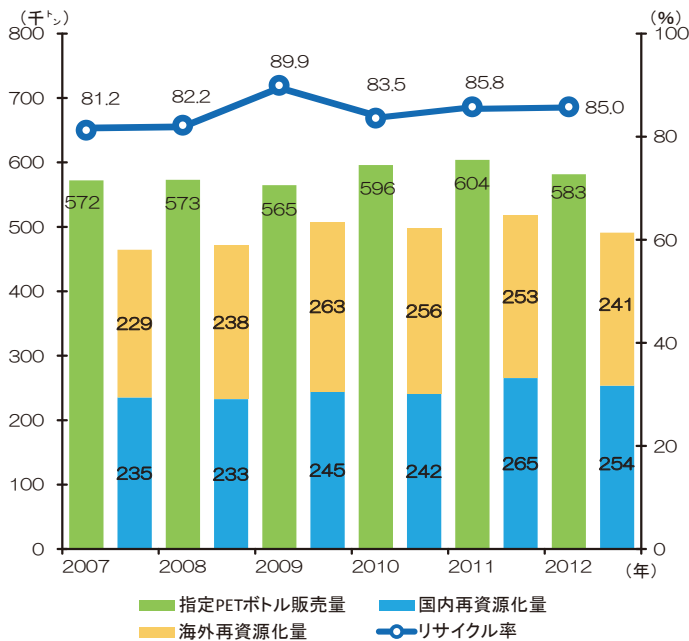


図-IV-9 2012 年度 PET ボトルの回収 / 再商品化の流れ

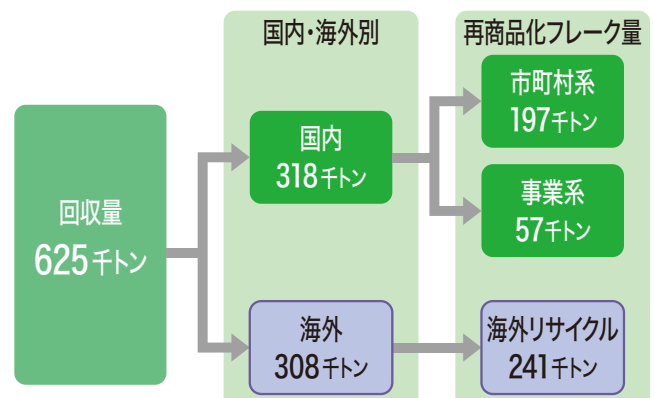


図-IV-10 平成 24 年度 国内向け再商品化用途

